

平成 20 年 12 定 総務政策常任委員会

佐々木委員

今、現場を歩いておりますと、国内の景気の低迷と、この 100 年に 1 度と言われている金融危機で、本当に多くの企業が不安を抱えて行き詰まっているというような状況がございます。

経営者からのいろいろなそういうお話を聞きまして、今後もっともっと、来年になると景況が悪くなって、倒産してくるところも増えてきてしまうというような現況がある中で、本当に、実体経済も、売行きが落ちているという状態であると思いますが、当然、そのことによって、県にも大きな財源不足という観点で影響を与えてきているというふうに思うんです。財源不足ということから、地方財政制度に頼らなければいけないというようなことは一部理解するわけではありますが、民間の会社経営でも、スクラップ・アンド・ビルドということは、両輪としてやっていかなければならないというふうに経営者は思っているわけでありまして、県においても、この経費の削減の積み上げだけでなく、文字どおりのスクラップ・アンド・ビルド、これがなされるべきであるというふうに私は思っております。

その中で、地球温暖化対策ですとか、電気自動車ですとか、そういうことも確かに大事なことであるとは思いますが、今、あえて先導的にこういうことをやっていく必要があるのかということ、私は考えなければいけないなというふうに思うんですね。

今求められるのは、スクラップをしてやらなければならない、やめる勇気、そういうことだというふうに思うんですね。そういう意味で、このやめる勇気と実行力が自治体を経営していく上で表裏一体であるというふうに思っております。

そこで、今回、この厳しい経営環境下において自治体経営、自治体運営という視点から幾つか質問させていただきたいというふうに思っております。

まず、スクラップの現状についてでありますけれども、県の集中改革プラン、これが目標期間が平成 21 年度までというふうになっているわけでありましてけれども、この 3 年間の取組について、その総括と、それを踏まえた対策、どのように取り組んできたか、まずはじめにお伺いします。

行政システム改革推進課長

集中改革プランは、地方公共団体の行政改革を進めるために、総務省が平成 17 年 3 月に示した指針に基づいて取り組んでいる取組でございます。このポイントは、事務事業の再編整理ですとか、民間委託等、八つの項目について平成 17 年度から 21 年度まで集中的な取組を行うとともに、可能な限り数値目標を設定しなさいという内容でございました。これを受けまして、本県ではその当時、行政システム改革の中期方針を定めていたわけなんですけれども、この国の指針を受けまして、職員数の削減、人件費の抑制、出先機関の見直し、そして、県主導第三セクターという四つの項目について数値目標を見直しまして、新たな改定をしました。

そうした中で、この間取組を行ってきたということにして、この中で特に、例えばでございますけれども、出先機関の見直しについても、平成 17 年度当時、これは当初 190 ございました。これを、集中改革プランを受けたこの改定の中で、平成 22 年度当初までに 150 まで減らそうと、そういった目標を立てて取り組んでいます。この 3 年間、平成 20 年度当初までに 154 まで削減をしてきたと、このような形でほかのそれぞれの数値項目についても着実な見直しを進めてきたというふうに考えております。

しかしながら、今、委員のお話にありましたように、急速な景気後退という中で、今ま

でどおりの取組で、あと1年半で行けるのかという観点につきましては、これまで以上に厳しい取組を更に加速していかなければならないというふうに考えているところでございます。

佐々木委員

税収が下がってきますと、財政健全化指標が悪化していくように思うわけですが、どのような指標にどのような影響があるのか、そして、健全性を試すための目標値というのは設定されているのか、それについてお伺いします。

財政課副課長

財政の早期健全化、再生の必要性を判断する指標でございます健全化判断比率は、平成19年度の決算から公表が義務付けられたものでございます。この健全化判断比率は、四つの指標がございます。大変ざっくりと申し上げますと、普通交付税の算定に用いられる数値を基礎といたしまして、分母としての地方税、地方譲与税、普通交付税などの歳入を置きまして、対する分子といたしましては、単年度の赤字額や県債の償還額、さらには将来の公債費負担がどの程度あるのかというものを比率として示してございます。税収が急激に減少する場合には、歳入規模が小さくなります。すなわち分母が小さくなりますので、仮に前年度と同規模の県債償還額といたしますと、比率が高くなりますので、指標が悪化するということになります。

特に、単年度収支を示します実質赤字比率につきましては、現在赤字でございませんで率としては出ておりませんが、厳しい財政状況から赤字決算ということになりますと、ここで率が出てきます。その割合が5%を超えるようなことがあれば、財政再生団体ということになってしまうわけでございます。

したがって、本県は財政の健全性を保つためにはまずは赤字が生じないように、何としても収支均衡を図るといって、こういう目標を持って当たっているところでございます。

一方、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、地方債の元利償還金ですとか、地方債現在高を主な算定の要素として分子に用いてございます。

これらの算定要素は、単年度の変動では大きく率が変わることがございせん。しかし、多くの県債を発行すれば、県債現在高も増加いたしますし、将来にわたる負担を考慮いたしますと、新規県債の発行についても極力抑制していくように努めなければならない、このように考えております。

佐々木委員

財源が不足すると、めり張りのある行政運営をしていかなければいけないというふうに思います。例えば、事業の効率、効果、それから事業の優先度、こういうことについてシビアな判断をしていかなければならないと思うんですね。その上で、今、予算編成中でありましてけれども、どのように取り組んでいるのか、これについてお伺いします。

財政課副課長

1,350億円、あるいはそれ以上の巨額の財源不足が見込まれる中でございまして、めり張りのある財政運営を行うということは委員御指摘のとおりでございます。そこで、予算編成方針にもお示したところでございますが、目下すべての既存事業につきまして、聖域を設けることなく、ゼロベースの視点で徹底して見直し、予算編成作業を行っております。

具体的に申し上げますと、要求に当たりましては、前年度予算の90%を基本として要請を行うということによりまして、各部局による事業の優先順位を見定め、主体的な事業

見直しを徹底し、選択と集中を旨に、より優先度の高い事業への財源を重点配分することといたしました。

しかしながら、このシーリングだけでは1,350億円の財源不足を埋めることは到底できませんので、シーリング後の予算要求をスタートラインといたしまして、更に厳しく予算査定を行っているところでございます。

加えて、今後の経済状況は一層の悪化が確実でございますので、査定額の整理がいったん終わったといたしましても、県税収入の減額が拡大するという場合にございましては、その財源不足を解消するために更に踏み込んで歳出カットを視野に入れなければならないということも考えているところでございます。

佐々木委員

こういう厳しい財政環境の中においては、予算計上するだけでなく、職員の能力、そして民間のノウハウ、こういうものを活用していくべきだと思うんですけども、県民のための事業をするに当たって、そういう手法もあるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

財政課副課長

厳しい財政状況にありますので、当然に、職員の能力などを生かした事業を行うということは大変重要なことであるというふうに考えております。

これまで本県ではアンケート調査ですとか、意識調査などを調査会社に委託するのではなく、職員が調査票等を工夫いたしまして作成し、実施いたしましたり、パソコンが得意な職員がいる場合には、ホームページの立ち上げやメンテナンスなども行ってございます。また、民間会社のノウハウを活用した例といたしましては、携帯電話から悪質なサイトに万が一入ってしまいますと、法外な請求を受けるというトラブルがございますが、この携帯電話会社とタイアップをいたしまして、生徒に正しい携帯電話の利用方法を学ばせるという講座を開催したという教育委員会の例もございます。

これらは、県の仕事の中では一部ではございますけれども、職員のスキル、民間のノウハウを活用していくことは大変重要なことだというふうに考えてございます。

佐々木委員

金融不安が早期に回復するとは思えませんし、県の厳しい財政環境もしばらく続いてしまうのではないかなというふうに思うんです。このようなときに、既存の県の財産といえますか資源、こういうものを活用して政策や事業を展開していくことは非常に大事だと思うんですが、そのようなときに、ざん新なアイデアを発想できる人ですとか、そういうユニークな人材を育てることが必要なのではないかなと思うんです。

私も民間にありましたけれども、民間ではそういうコスト削減ですとか、営業力ですとか、企業によってはそういうものも非常に重視しております、そういう能力が県の職員にも私は今必要なのではないかな、受け身ではなくて積極的に、地財法とかいろいろな法的な縛りはある中でも積極的に県の土地ですとか、そういうものをどういうふうに活用できるのかとか、営業力とか、そういうことも私は県の職員にも必要になってくるのではないかなと思います。

私は、県の職員の皆様は優秀な方がたくさんいらっしゃるというふうには認識しているわけでありまして、そういう県政に貢献できる人材を今後、養成していかなければいけないというふうに思っています。

その上で、この職員のスキルアップ、生産性を向上させていく上で、経営という観点から重要だと思うんですが、人材育成という観点でどのように取り組んでいっているのか、

これについて伺います。

人事課長

職員が民間感覚を身に付けるということが非常に大切であるということは、県の方でも承知をしております。これまでも職員を直接民間企業へ派遣する研修ですとか、所属のトップに民間人を登用するとか、昨年度からは、民間で相当経験を積んだ人を採用しようという経験者採用という枠を大幅に拡大しているとか、そういうこともやってきてはいるわけです。ただ、残念ながら、こういう取組だけを進めても、委員が提案されているような経営感覚をもって県庁の生産性を向上させるというところまでは至らないであろうと私は思っております。

というのは、もっと多くの職員がそうした意識を持たなければならないということが根底にありまして、今後はそういう職員をきちんと養成していくということに取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

そこで、第一歩として必要なのは意識改革であろうということでもあります。例えば、現状として県職員に民間のコスト意識が大切だとか、経営感覚やスピード感覚が大切だとか、それから、ユニークなアイデアを出したり、政策立案力が必要だと、そういうことだけを言っても理解をしていない人が結構いるというふうに感じております。やはり、底辺からの意識改革をするということが必要だということで、今、パソコンで電子会議室を立ち上げたり、各本庁や出先で何回も職員のフォーラムを開いてみようよということで、意識改革の取組を始めまして、とりあえず、今どういう職員像が求められているかというふうなことをテーマに論議を始めて、その中から多くの人に気付いてもらいたいというふうなことを感じております。

ただ、県庁の生産性を更に向上させるということには、一人一人のやる気の喚起、それから、こちら意識して職員を育てる投資をしていくということが必要だと考えております。職員のスキルアップを図るために、今後、人事制度改革に取り組んでいくと、そして、具体的には、平成 22 年度を目途にスペシャリストの養成を目指した複線型人事制度ですとか、きめ細かなキャリアアップをするキャリア開発支援センターの開設に向けて取り組んでいくことをやっていきたいと考えております。また、こういうことをやっていかなければ、今後も県庁は意義ある広域自治体として存続することは非常に難しくなるであろうと、こういう意識を持って取り組んでいきたいと思っております。

佐々木委員

非常にいい御意見だと思うんですが、そのために私は民間のいろいろな風を県庁内に入れていって、意識を喚起していく必要があるのではないかとこのように思っているんです。

例えば、管理職の人事評価とか、管理職にはこういう人材がふさわしいというような、民間のそういう会社に人材という意味で面接を受けさせるとか、例えば、今、若い職員が上司に物をスムーズに言えるような体制なのかどうかとか、それは何でも言えばいいということではないんですが、建設的な意見が言いやすいような環境にあるのかとか、そういうものも含めて現場の若い職員が幹部の評価をするようなものです。もう 10 年も 20 年も前から、民間はそういうことをしょっちゅうやっているわけですよ。そういうことを踏まえると、そういう民間の活用を今後していこうというような考え方はあるのかどうかについて伺います。

人事課長

今委員に言われたような観点というのは、今後私どもも持っていこうというような気持ちがきちとございます。風通しが良い職場をつくっていくというのは、職場をどうマネ

ジメントするかという管理監督者のやり方というのが非常に重要だと思っていて、正に監督者のマネジメント力が試されていることであると思います。

管理監督者のマネジメント力につきましては、先ほど申し上げたキャリア開発センターの方でマネジメント研修をやっているという方向で考えておきまして、特徴的なのは、委員がおっしゃられましたような民間の会社がやっているアセスメント研修、これは能力評価研修という研修ですけれども、これを受けていただいて、「あなたにどんな弱点がありますよ」、「あなたの強みはどうですよ」といったことを、評価を受けてやっていくといった研修に取り組んでいくつもりであります。そういった研修を受けた成果等を見て、管理職の登用ができるような試験制度というものも構築していかなければいけないということで、そこは力を入れていくという予定でございます。

佐々木委員

今言ったことは、企業は10年も20年も前からやっています。そういう意味では、優秀な人材がたくさんいらっしゃる中でも、今まで、外の風を余り入れてこなかったということに、私は、そういう人材育成がし切れていないのではないかと感じています。もともと人材はたくさんいるのに、もっとざん新な発想とか、そういうものが殻にこもってしまっているのではないかと、もっと若いメンバーも含めて、管理職もどんどん自由な発想の中で良いアイデアを出していくような環境づくりというものを、そういう人事制度を含めて今後もお願いをしたいと思っております。

次に視点を変えまして、歳入面についてちょっとお伺いしますが、全国知事会から国への要望として税源移譲に関して当面、国と地方、この税収比を5対5にするように要望しているようですが、これはなぜでしょうか。

税制企画担当課長

国と地方の税源配分の状況を見ますと、平成18年度決算ベースで申し上げますと、国税が54兆円に対して、地方税は37兆円と、よく言われていますが、その割合は6対4という形でございます。

委員御承知のように、平成19年度に3兆円の税源移譲がされてございまして、これを単純計算しますと、この6対4がおおむね5.6対4.4くらいになっております。

それに対して実際の事務量ということで見ますと、歳出の面で国の支出が60兆円、地方は88兆円という規模でございます。これは平成18年度決算ベースでございますが、国と地方の割合は、4対6という形になります。この税収と歳出の割合のギャップはやはり調整していく必要がございますので、これにつきましては、交付金とか補助金といった形で国の支出下で賄われていくべきものでございます。

地方分権改革推進をしていくためには、こういったギャップを解消していく必要がございます。自主的な財源によって自分たちの仕事を賄っていくということが必要でございますので、そのためには税源移譲を行ってこういった形にしていくということで考えてございます。

全国知事会をはじめ地方六団体におきましては、当面の目標としてこの数値目標を5対5という形で掲げてございますが、この5対5ということは先ほど申し上げました税源移譲の3兆円の数値で見ますと、おおむね6兆円規模の税源移譲が必要となっておりまして、ある程度現実味のある数字ではございますが、3兆円の規模の税源移譲が大変だったことを考えますと、6兆円の税源移譲というのは、かなり大変なハードルの高い目標ではございますが、こういった目標設定ということで、今自治体では全国知事会等で要望しているといった状況でございます。

佐々木委員

全国知事会からも熱い要望をしているということですが、都市部の自治体と地方では大分温度差が違うと思います。その辺の財源の調整が必要だと思うんですが、それはどういうふうにお考えになっていますか。

税制企画担当課長

この点につきましては、昨年来、全国知事会で様々な議論がされているところでございまして、都市部を中心に、こういった税源移譲を進めていく必要があるということを強く主張しているところでございます。三位一体改革において、交付税も併せて非常に削減されているといった状況で、地方の都道府県においては、交付税の削減ということに対して非常に敏感に感じてございますので、税源移譲と併せて交付税の確保ということを地方は強く言っていますし、その点については我々もそういうふうを考えてございますので、そういった財源調整機能がある交付税も併せて確保していくということは、全国知事会の大きな議論の一つとなっていると考えております。

佐々木委員

具体的な事例としてお伺いしますが、全国知事会なんかでも要望を出していると思いますが、道路特定財源の1兆円について、国に対して地方に税源移譲をするように求めるべきだという当局の見解をお伺いいたします。

財政課副課長

10月30日に発表されました国の経済対策の中に、道路特定財源の一般財源化に際しまして、1兆円を地方の実情に応じて移譲する新たな仕組みをつくるという対策が盛り込まれております。しかし、この対策が発表された時点では、一般財源化する1兆円につきまして、これまでの7,000億円規模の地方道路整備臨時交付金と別枠なのか、あるいは7,000億円に上積みして1兆円とするのかといった点が不明でございました。さらに、その配分方法や対策期間も明らかにはなっていないところです。

道路特定財源を一般財源化するのであれば、地方が継続して主体的に地域活性化に取り組むことができますよう、地方交付税制度ではなく地方税を拡充する方法が一番であることは、今、税制企画担当課長の方から申し上げたところでございます。

そこで、11月12日の八都県市首脳会議におきまして、10月30日に発表されました新たな経済対策に関する緊急提言を取りまとめさせていただき、この提言の中で1兆円については地方道路整備臨時交付金とは別枠として税源移譲していただくよう求めたところでございます。

また11月17日には、県内の10団体で構成いたします神奈川県地方分権改革推進会議においても、道路特定財源1兆円の税源移譲を求める緊急要望を取りまとめまして、地方の恒久的な税源移譲を国に強く要望してございます。

しかしながら、政府与党ではこの1兆円の取扱いにつきまして、仮称でございしますが、地域活力基盤創造交付金を来年度創設するという合意したとの報道がなされてございます。こうした我々の提言や要望が通らず、大変残念な結果というふうには思っております。

これまでも申してきておりますが、真の地方分権改革を実現するために、地方の仕事量に見合う税源移譲が不可欠でございまして、引き続き、地方税源の充実に向けてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

佐々木委員

この質問の最後でありますけれども、この厳しい財政環境下で確保する収入はしっかり

確保して、スリム化するところはしっかりスリム化をして、足腰の強い経営をしていくことが大事だというふうに私は思いますが、この厳しい財政環境下の中で県を運営するという観点からどういう姿勢で今後臨んでいくのか、最後をお願いします。

政策部副部長

この厳しい財政環境の下で県を運営することについての姿勢というお尋ねでございましたけれども、これまでも本県ではいち早く健全な財政体制への転換のため取り組んでまいりました。

バブル経済の崩壊後、平成12年度からは財政健全化の推進を策定し取り組んでまいりましたし、平成17年度からは財政健全化の基本方針の下で様々な努力を重ね、身の丈に合った財政運営というのを心掛けてまいりました。

その結果、スリム化ということで申し上げますと、先ほども紹介がありましたけれども、平成17年度以降の、20年度当初までにも職員数で1,250人の削減、人件費抑制が1,351億円、それから、施策・事業の見直し等で866億円の削減、こういった結果を得ておりまして、人間に例えますと、体脂肪率はもう数%程度の、プロのアスリートの体に近付いてきていると、こんな言い方もできるのかなと思います。

また、収入の確保につきましても、様々な徴税努力を重ねてまいりまして、本県の徴税率というのは全国的にも高水準に位置しておりますし、中長期的な税源かん養策についても取り組んでまいりまして、インベスト神奈川などの施策も講じてきたところでございます。

しかしながら、現下の経済危機というのはこれらの努力を圧倒してしまうほどの規模、厳しさがあるものというふうに受け止めておりまして、こういった状況下で、私どもといたしましては、大きく県の経営という観点から見ますと、その点を念頭に置いて、取り組んでまいりたいと考えております。

一つは、まずは目前の取組として巨額の財源不足が予想されております平成21年度予算、これを何としても収支均衡する形で編成をしなければならないということでございまして、そのためには、施策・事業の徹底した見直しをはじめといたしまして、県としてできる努力は最大限いたすとともに、こういった地方が危機にひんしているという財政状況の下では、国の責任において交付税だとか臨時的な地方債など、地方財政措置をしっかりと講じていただくということが必要でございまして、先日も同様の財政構造を持つ愛知県、大阪府とともに、国に対して知事が強く申入れを行うといった取組を行っております。

また、中期的な取組といたしましては、先ほど足腰の強いというお話がございましたけれども、体質改善のための行政システム改革の努力を更に徹底して加速させてまいりたいというふうに考えております。

そして、なお、本質的な解決策としては、地方の仕事量に見合った安定的な自主財源、これが必要でございまして、今後も抜本的な税制改革、地方財政制度改革の中で税源移譲の実現を強く求めてまいります。

こうした取組を通じまして、今後とも神奈川県は県民に良質の行政サービス、それから、これまでも先進的な行政サービスを提供してまいりましたけれども、そういったことが続けていけるような自治体経営ができるように、職員一丸となってこの難局に取り組んで、乗り切ってまいりたいと考えております。

佐々木委員

トップアスリートの体脂肪率というお話もありましたけれども、中身が問題だと思えますね。ですから、そういう意味では国にもいろいろな要望を出してされていくということ

も非常に分かるわけでありますけれども、人材育成という観点からも民間の経営感覚を持っていけるような、そういう人材を多く育成していただきたいと思ひますし、我々議員も財政運営に大きな責任を負っているというふうに認識しておりますので、県民生活を守るためにも、経営感覚というものをもち、そういう責任ある職員を育成しながら、これからも財政運営をお願いしたいと思ひます。

続きまして、地方分権改革推進委員会がまとめました第2次勧告の義務付け・枠付けの見直しにつきまして、お伺いさせていただきたいと思ひます。

第1次勧告では、市町村の充実を目指したものになっていたと思うんですが、確認の意味でお伺いいたしますけれども、国による義務付け・枠付けを見直すということは、地方分権改革にどのような効果を目指しているものなのか、最初にお伺いいたします。

広域行政課長

国が地方に一定の活動を義務付けておりますこういった国の関与、あるいは自治体の活動内容について、手続や判断基準を設けることにつきましては、自治体の自由度を奪って責任ある判断を大きく制約するなど、住民や地域のニーズに応じた施策の推進を阻害しているところでございます。

こうした義務付け・枠付けといった自治の足かせを外すことによりまして、地域の実情に明るい地方自治体において、創意工夫しながら、効率良く、また、行政サービスを展開することによりまして、県民生活に様々なプラスの効果が表れてくるものと考えております。

例えば、地方が造る道路につきましては、道路構造や道路標識の基準を定めております道路法に基づいて、車線の数や歩道の幅が全国一律に定められてございます。したがって、自転車道を造る場合にあっても道路法は適用されてまいりますので、一般道路と同様、幅2メートル以上は確保しなければならず、地域の実情を考えた場合、ところによりましてはそれほどまでに必要がないと思われる箇所についてまで、この道路法が適用されてまいります。結果として道路の幅を確保して過剰な出費を強いられてしまう、こういうこともあるわけでございます。

そこで、国の義務付け・枠付けの見直しが進んでいくことによりまして、このような無駄な出費をやめ、また、地域の実情に応じた取組ができることになろうかと考えております。

佐々木委員

第一次の地方分権改革、三位一体改革が進められてきたわけでありますけれども、そのときには、義務付け・枠付けというような見直しは行われなかったのでしょうか。

広域行政課長

平成7年から本格化いたしました第一次地方分権改革では、通達等による関与を縮小、廃止することに重点が置かれまして、機関委任事務制度の廃止とともに、関与の法定主義、これは少し分かりやすく申し上げますと、国が地方の事業に口出しをする場合には、法律又は政令によらなければならないとする考え方でございますが、こうしたことが前回の改革で導入されまして、関与の基本類型が定められたところでございます。

しかし、同じように地方の裁量を損なっております国の法令による義務付け・枠付けの見直しにつきましては、これまでほとんど手が付けられずに、第一次地方分権改革では将来の課題として取り残されてしまひまして、10年を超える時を経て、今回の改革でようやく取り上げられたところでございます。

佐々木委員

国と地方の対等・協力関係、こういうものを確立していくためにも、義務付け・枠付けの見直しというのは必要になってくると思いますが、今回のこの見直しについて、どのような基準で行われてきたのか、それについて伺いたします。

広域行政課長

今回の第2次勧告では、自治体が自らの責任におきまして行政を実施する仕組みを構築する、こういった観点がございまして、地方が担っている事務の約半数以上を占める自治事務を対象に見直しの検討がなされたところでございます。

具体的には500近い法律の約1万に及ぶ各条項の棚卸し作業を行いまして、例えば、私有財産制度等、司法秩序の根幹となる制度に係る事務ですとか、補助対象資産や国有財産の処分に関する事務など、義務付け・枠付けを残してもよい場合のメルクマール、これは判断基準と申し上げておりますけれども、これを設定いたしまして、これに該当しないものについて見直しが必要であるといった考え方で仕分がなされたところでございます。

こうした作業の結果、約半数の4,000項目について見直しをするべきである、こうした勧告が取りまとめられたところでございます。

そして、この約4,000項目について、今後廃止をするか、あるいは自治体の条例に委任又は補正、これはいわゆる上書きと呼んでおりますけれども、こういったことを認めていくのか、こうしたことについて政府に見直しの検討を求めまして、その結果を第3次勧告に盛り込むことといたしております。

佐々木委員

本県においても、緊急提言を行ったりして、今回の義務付け・枠付けの見直しについては意見を述べてきたわけですが、この勧告内容についてどのような評価をしているか、お願いいたします。

広域行政課長

今回の勧告では、短い検討時間の中で、約1万条項もの膨大な規定を一つ一つを洗い出しまして、詳細に検討がなされたわけでありまして、法令で細かく地方を縛っているものは見直しをするべきである、こういう考え方から指摘をし、取りまとめた点につきましては、大変画期的でございまして、全国の自治体と同様、私どもも大変高くこの点は評価をいたしております。

しかしながら、廃止かあるいは縮小か、こういった見直しの具体的な結論が第3次勧告に先送りされていることですとか、また、さらなる自立化を求めるためにこれまで地方が提案しておりました法定受託事務、これも約半分近くあるわけですがけれども、この法定受託事務の自治事務化につきましては、今回の勧告では全く取り上げられてまいりませんでしたので、法制的な仕組みの見直しへの評価につきましては、一定の評価はできますけれども、やや幾つか課題が残る勧告ではなかったかなと考えて受け止めております。

佐々木委員

今回、義務付け・枠付け、第三次勧告に先送りされてしまったということでございますが、緊急提言を行いました事項の実現に向けて、今後どのように取り組んでいきますのか、最後にお伺いいたします。

広域行政課長

まずは第2次勧告で取り上げられております義務付け・枠付けにつきまして、最終的なこの取扱いにつきまして、本県としても独自に提言を行っておりますことから、義務付

け・枠付けの見直しにかかわる本県への影響などにつきまして、勧告後、直ちに全庁に対しまして調査を依頼したところをごさいます、今後、速やかにこうした調査の結果を取りまとめまいりたいと考えております。

今後、こうした調査結果を踏まえまして、意見を集約して、さきにまとめました本県の緊急提言に盛り込んだ内容が、今後予定されております地方分権改革推進計画、あるいは新分権一括法案に確実に反映されてまいりますよう、全国知事会はもとよりであります、大阪、愛知などの他の自治体とも連携して、一致結束し、国に働き掛けていくとともに、機会を逃さずに本県の独自の意見表明を行うなど、引き続き分権改革の推進に向けてしっかりと前を見て、真っすぐに取り組んでまいりたいと考えています。

佐々木委員

今後、ますます省庁の抵抗というのも大きくなっていくというふうに思うわけでありませけれども、当局の地方分権改革の取組が地方政府の確立に大きくつながるよう、積極的に取り組んでいただくことを強く要望させていただきます。

続きまして、自治基本条例について何点かお伺いいたします。

今まで、生きた条例にしていかなければならない等の質問をさせていただきましたし、市町村にとって、あるいは県民にとってどういうメリットがあるんだというような質問もさせていただきました、効果があるという回答も頂きました。

その上で最初に、この自治基本条例、神奈川県としての独自性や特徴という意味でポイントがあれば、改めてお伺いさせていただきます。

広域行政課長

本県が制定を目指しております自治基本条例について、様々な委員からもこの間、御意見を頂きました。生きた条例、あるいは県民にとってのメリット、効果、こういったものについて、御答弁もさせていただきました。

本県が制定を目指しております自治基本条例の大きな特徴といいますのは、市町村との関係で申し上げますと、市町村がこれまでおつくりになる条例というのは市町村民と市町村とのそれぞれの関係でございますけれども、県がつくる条例については、県民との関係に加えまして、県民の意思が市町村を通して出てくる、そういった事態も踏まえまして、私どもは県と市町村との関係についても市町村の県政参加といった視点から取りまとめていくと、こうしたところが一つの特徴ではないかと考えています。

佐々木委員

定義として、県民イコール市町村民、同一人物だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

広域行政課長

基本的には、市町村の行政を推進するに当たっては、市町村と市民との関係はございます。また、神奈川県におきましては、神奈川県という一つの県内に住所を有する県民は、これは県民というふうにお呼びしておりますけれども、それぞれの行政サービスの担い手、あるいはその受け手でございますので、そうした意味では県民であるとともに市民でございます、納める税金もございます。あるいは、県や市町村からそれぞれ異なったサービスも受けてまいりますので、県民又は市民、それぞれは状況によって立場等が分かれてくるかと思っております。

佐々木委員

先日の当委員会の杉本委員の御質問の中にもありましたが、当局の皆様が様々な市町村の参加の観点から、様々な議論をそれぞれのいろいろな行政的な会議、協議会なんかでやってきて、それが相当な数やってきたという報告もいただきましたけれども、その中で我が会派においても、各市町村長にお会いする中で、一応説明は受けたけれども意見は求められていないというふうに言っている方も実際いらっしゃるわけです。

そういう中で、先日の杉本委員の質問の中で、意見がないということも意見であるというような答弁がありましたが、その意見がないという回答というのは、県としてどういう意見として受け止めているのか、具体的な見解をお伺いします。

広域行政課長

先般、お答えいたしました私の答弁の基本的な考え方を改めて申し上げたいと思いますけれども、この間、5年間にわたりまして、市町村に対しては各段階、それぞれの課題ごとに丁寧な説明をさせていただいてきたわけでございます。私どもの条例の中には、市町村の県政参加や協議体制の整備、あるいは市町村意思の尊重など、市町村のメリット、これは大変多く盛り込まれている話で、確かにそれぞれ素案の段階ですとか、あるいは、条例検討懇話会からお示しをした条例報告等の段階で様々な御意見は頂きましたけれども、この条例案に向けて意見が出てこない部分につきましては、そういうのも一つの意見だというふうに申し上げたところでございまして、意見がない、少ないから議論が活発でないということではない、こんなふうにお答えをさせていただいた次第でございます。

佐々木委員

ですから、意見がないということは、具体的にどういう意見として受け止めているかということですか。

広域行政課長

様々な御意見の中に、例えば文書回答もそうでございますけれども、意見なしという回答も入ってまいります。それは、県の取組に対して特に意見や提案、提言等、あるいは要望等がない、こういう形で出てきます。例えば33の市町村に照会をいたしますと、意見があるものが例えば10市町村あり、23の市町村は意見なしで返ってきた場合、私どもの提案に対しまして意見がないというのは、カウントをしないのではなくて、全体の33市町村の内訳として数えていきたいと、こういうふうに考えているわけです。

佐々木委員

では、具体的に言いますけれども、その意見がないという意見は、県の施策に賛成しているというふうにとらえているのか、反対しているというふうにとらえているのか、その辺はいかがでしょうか。

広域行政課長

基本的には賛成しているものと私どもは受け止めております。

佐々木委員

私が思うには、県のそういう自治基本条例は県が決めることだから、意見が言いにくいのではないかと。市町村から、県には意見はなかなか申し上げにくい、そういうことの反映ではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

広域行政課長

先ほど申し上げましたように、本県は検討を始めて5年にも及んでございまして、意見を述べていただく機会は多々、幾らでもございました。例えば、本県におきましては、我が身に降りかかる国の方針ですとか、あるいは施策についてはむしろ情報をとってくる。今は情報がとれない時代ではございません。地方分権改革を目指すのであれば、主体的にこうした考え方に改めることが必要であると考えております。

ましてや、神奈川県内の33の市町村、いずれも自立性の高い、分権改革には熱心な自治体でございまして、自らのこうした県がつくる条例の中で市町村にとってかかわりのある、また、これは絶対意見を言わなければいけないというふうなお立場であるのであれば、この5年間の間に様々な御意見がその中に含まれていたのではないかと、このように考えております。

佐々木委員

延べ10回、首長同士の会話があり、直接知事から説明があったというお話であります。代理人による対応も含めまして、自治基本条例の議論が直接それだけの会議体であったのでしょうか。それとも、様々な議論をする中で、一部、自治基本条例の説明が知事からあったのでしょうか。その辺について大きな違いがあると思いますので、その辺はいかがでしょうか。

広域行政課長

現在、行政は様々な分権課題ですとか、あるいは市町村と県との間に横たわっております課題、これは予算も含めて大変大きな様々な課題でございます。私どもとしましては、自治基本条例を単一のテーマとした会議体、これについては、主管課長会議ですとか、あるいは市町村の幹部職員を集めての説明会、こういったもので設けてございます。

今お尋ねの市町村長と知事との関係につきましては、自治基本条例のみでの設けた会議はございませんけれども、首長懇談会でございますとか、あるいは市長会、町村会、そういった会議の御議論の中で御説明をさせていただいているところでございます。

佐々木委員

その会議体が何分行われて、その自治基本条例は何分説明があったか、大体でいいんですけれども、それは分かりますか。

広域行政課長

手元に資料がございませんけれども、議題として正式に上げたものもございまして、また、冒頭、知事のあいさつの中ですとか、その他の中で触れていくということで、様々な機会、あるいは所要時間等々はございました。

佐々木委員

そういうお話を詰めていきますと、延べ10回という話が、例えば全体の1時間なり2時間の中で、数分間なのか最初の知事のあいさつのときに入れたのか、数だけ見ると多くやっているように見えるわけでありまして、実際にインパクトがどのくらいあったかということに関しては、まだまだ私は疑問が残るところでございます。

そういう意味で私は、首長同士がもうちょっと協議をたくさんする、時間を持っていかなければいけないのではないかと思います。行政課題がたくさんあるというのは分かりますけれども、県民に対する最高規範をつくるという、これは極めて大事な条例だというふうに思うんですが、その辺はいかがですか。

広域行政課長

ただいま委員がお話しいただきましたこの最高規範性というのは、法令上、憲法しか持ち合わせてございませんので、最高規範的な条例というふうにちょっと置き換えさせていただきますけれども、今お話しのとおり、県民にとっては大切な県民主体の県政運営を進めていくための条例でございますので、私どももそのように考えております。

佐々木委員

そういう意味では、自治基本条例を中心としたいろいろな行政運営の会議体を持ってもいいのではないかとというふうに私自身は思っているんですが、まず、この間の御説明でもありました委員会資料の7ページであります。今回のこの自治基本条例を制定していく中で、協議体制としてやわらかい段階に、最初は文書のやりとりをするというようなお話もありました。その中で、知事と市町村長が直接協議をするというような会議体、体制をつくるためにも自治基本条例を作成する、県政運営の重要な問題について市町村の意見を聞くという、そういうような御説明があったと思いますが、それで相違ないでしょうか。

市町村課長

委員の御発言は、私どもが先日お答えしたものかと思いますが、私は委員がおっしゃったとおりのことを申し上げます。

佐々木委員

私はこの首長の直接協議会、こういうものが非常に大事だと思っておりますし、それを確立していくということで、この自治基本条例が有効であるということも分かるんですが、この自治基本条例をつくるためにそういう協議会を先に持った方がいいのではないかとというふうに思うんです。

ですから、自治基本条例をつくるというより、先にそういう首長懇談、トップ会談、33市町村全部一遍にやるというとなかなか意見が錯そうしたり、全部の市町村長が言いにくいかもしれませんけれども、地域に分けたりして、そういうトップ会談というものをやって、自治基本条例の会議体として、何かの大きな会議の一部としてやるのではなくて、短い時間でも構いませんから、自治基本条例について議論をやってから、自治基本条例をつくっていただきたいというふうに思うわけですね。

そういう意味で、市町村と県の間の中でも風通しの良い意見交換ができるような体制もつくっていただきたいと思っておりますし、これから地方分権改革を進めていく上で、対等・協力関係になっていくわけでありますので、県に物を申しやすい、そういう体制づくりというものも、会議体を設けるということも、私は必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

広域行政課長

現在、県や市町村は、それぞれ大変大きな行政需要等がございます。市町村長自らが、この会議の場に出てきて、これは自治基本条例に限らずということになろうかと思っておりますが、県が抱えている様々な行政分野の取組については、市町村にとってみれば大変重要なテーマにもなろうかと思っております。そういったしますと、それぞれの首長がお出になる単体の会議体というものを数千、数百個というふうに設けなければなかなかこれは前に進まないという部分もございます。私どもは、県民から信託を受けている知事と議会がそれぞれの代表の下におきまして、行政執行体を組織してございます。その下には、私どもの職員が副知事以下、それぞれの役割分担の中で知事の名前をもって行動しておりますし、また、市町村におきましても、市町村長はお一人かもしれませんけれども、市町村長のそれぞれ

の下には何百人、何千人もの優秀なそれぞれの職員が控えてございます。いずれも市町村長の目の前で議論し、取組をしていくと、こういうことになろうかと思っておりますので、ただいま自治基本条例について単体でのお話ではございましたけれども、あらゆる角度からの様々なテーマを包含した会議体を設けることは、現在やっております、さらにこの屋上屋を設けないでほしいという御意見との兼ね合いを考えながら、これは協議をしていくべきものと考えております。

佐々木委員

自治基本条例に特化した意見交換を、2時間か1時間の会議の中で10分でも20分でも設ければいいのではないかというふうに思うんです。ですから、単体でというのは、それだけで集まれということではなくて、懇談会がある中で、この時間帯はそれについて議論をしましょうというやり方があったかどうか分かりませんが、そういうようなやり方をして、直接説明だけではなくて、意見を交換できるような、そういう会議体を私は設けていただきたいということでお伺いしたわけでありまして、その辺をくみしていただいて、今後、そういう県民のための条例づくりに積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

基地問題についてお伺いさせていただきます。基地県と言われている我が県でございますけれども、例えば、航空母艦によって1回に数千人の兵士が検疫などの国内法の適用を受けずに出入国しているわけございまして、多く兵士は基地の外で我々の隣人として生活を共にしている人もいます。

その中で、当然のことながら、こうした現状を踏まえた対策も必要になってくるというふうに思いますが、そこで、基地対策の側面から新型インフルエンザ対策に関する米軍との連携の視点から何点かお伺いさせていただきたいというふうに思います。

基本的なところを確認させていただきますが、米軍人に対する検疫に関する国内法の適用について、日米地位協定についてどのように取り扱われているのか、まずはじめにお伺いします。

基地対策課長

日米地位協定の第9条に、米軍人等の出入国に関する旅券や査証に関して国内法の適用を除外していることや、あるいは外国人登録法について、国内法が除外していること等に関する規定がありまして、これは検疫に関する9条関係条項というふうにされておりますが、検疫そのものに関する取扱いにつきましては、日米地位協定上、直接的な規定がされておられません。

検疫につきましては、地位協定の実施に関する政府間の協議機関であります日米合同委員会によって、その合意として定めがなされております。平成8年の合同委員会合意におきまして、合衆国に提供された施設及び区域、いわゆる基地から日本国に入国する合衆国の船舶又は航空機につきましては、合衆国軍隊の実施する検疫手続の適用を受けるとされております。

例えば、横須賀基地やノースドックから艦船により入国する場合、また、厚木基地に航空機によって入国する場合などにつきましては、米軍人等は、先ほど委員からも御指摘がありました、米軍の検疫を受けて入国するという一方で、日本の国内法は適用されていないという状況でございます。

佐々木委員

日米合同委員会では、米軍の検疫について具体的にどのような定めがされているのでしょ

うか。

基地対策課長

人、動物、植物の検疫に関する合同委員会合意といたしまして、合衆国軍隊の実施する検疫手続の具体の措置、通報手続などについて、平成8年の合同委員会合意で定められております。

具体には、まずは合衆国軍隊検疫業務の責任主体として、米軍の医務部が合衆国軍隊の実施する検疫業務について責任を負うと、これが大原則でございます。また、合衆国軍隊は検疫官を任命いたしまして、所轄の日本国の検疫所長にその検疫官の氏名、階級等を通報することとしております。また、合衆国軍隊の検疫官は、合同委員会で合意された検疫伝染病の患者を発見した場合には、直ちに所轄の日本国の検疫所長に通報する義務を課しております。

その他、検疫信号の取扱いですとか、もろもろ定めがなされているところでございます。

佐々木委員

新型インフルエンザの合同委員会の合意に基づく情報公開の対象となっているのかどうか、お願いします。

基地対策課長

昭和41年の日米合同委員会合意に、在日米軍病院長とその区域を所轄する保健所長との間の伝染病発生状況等についての定期的情報交換を実施する合意というものがございまして、この合意を受けまして、当時の厚生省の公衆衛生局長から、各都道府県知事等にあてて「日本駐留米合衆国軍との伝染病情報の交換について」という通知がされております。その通知の中には26種類の伝染病が列挙されておまして、情報公開や通報の対象とされておりますが、現在のところ、新型インフルエンザはその対象に加えられておりません。

こうしたことに対して外務省の方に確認をいたしましたところ、感染症法ですとかあるいは検疫法といった国内法の改正が既に済んでおまして、新型インフルエンザがそういった法律に位置付けられているということから、合同委員会合意事項への反映については外務省としても認識をしておりますが、まだ具体的な手続には至っていないといった回答を頂いているところでございます。

佐々木委員

新型インフルエンザにつきましては、特に今、県民、国民を挙げて意識が高いものであると思いますし、メディアなんかでもその辺の報道が相次いでいるということもあって、私は、情報公開の対象としてしっかりと進めていく必要があるというふうに思います。

そこで、この要請の所管としては保健福祉部なのか、基地対策課なのか、どのように考えていますか。

また、この御報告がありました知事が会長を務める渉外知事会では、日米地位協定に関する要請をしているというふうに聞いておりますけれども、検疫体制については、いつごろから、具体的にどのような要請を行っているのかお伺いいたします。

基地対策課長

日米地位協定等々、全体的な課題に関しましては、私ども基地対策課が所管しております。

一方、こうした感染症という特殊な部分に関する判断につきましては、実際に情報交換をしている保健福祉部が、その必要性として新型インフルエンザを加えるべきかどうかと

いう判断をされることというふうに受け止めております。

また、私どもが所管する渉外知事会では、日米地位協定を改定して、検疫については国内法そのものを適用してほしいということを、平成9年から要請を続けているところでございます。

佐々木委員

今、国内法を適用してほしいというふうな申入れをしているということではありますが、ここに基地対策に関する要望書ということで、渉外知事会の連絡協議会の要望書がございませけれども、その検疫等の国内法の適用のところの説明として、BSEやSARS等の新たな感染症の脅威や外来生物の侵入による生態系への影響等を考えると、基地周辺住民の不安を払しょくするためには、日本国内法を適用し、米軍に対しても日本側当局による検疫を実施する必要があると考えるというふうにあるんですが、これは今年の8月に行ったものなんですね。そこで、BSEとかSARS等ということで、新型インフルエンザが入っていないわけですね。そこでちょっと調べて、平成19年度、それから17年度から見ると全く文章が変わっていないというようなことがありまして、やはりこれは今の世情からすると、新型インフルエンザの脅威を考えると、そういう国民、県民が不安に思っているものを入れるべきなのではないかと、これは検討項目をそのまま丸写ししているだけなのではないかというふうに思うわけがあります。

今後、この中に当然取り上げるべきだと考えておりますけれども、渉外知事会の会長である知事を抱える県が事務局になっているということですが、それに対しては、どういうふうに取り上げていくべきだと思いますか。

基地対策課長

渉外知事会の要請内容に関する説明文の記載でございますけれども、ただいまお話がありましたBSEやSARS等、発症例があり、我が国のみならず国際的に大きな脅威となったものを事例として例示したものでございますが、確かに御指摘のとおり、新型インフルエンザは未発生とは言いながら、やはり発生した際の脅威というのは非常に大きなものがあると思います。今後、渉外知事会の要請に際して、新型インフルエンザにつきましても、その説明書の中に加えるということで、構成都道県に提案をしていきたいと考えております。

佐々木委員

最後の質問ですが、その所管とか、活動方針の問題は非常に私も理解しているわけがありますけれども、この地位協定の考え方からして、米軍との連携において一定のハードルもあるでしょうから、それも分かるんですが、この情報交換は、日本側だけでなく相互にメリットがあることだと思うんですね。そういう意味では、基地対策課が間に入って、保健福祉部が事実行為を先行させて新型インフルエンザに関する情報交換ができるように、今後、橋渡しの役割をしていくことが私は必要ではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

基地対策課長

日米合同委員会での合意があるとかないとか、そういったことにかかわらず、御指摘のとおり、新型インフルエンザについても、日米政府が現場レベルで意見交換をする場を求めていくということは相互にメリットがあることだと考えております。

今年、安全防災局が在日米海軍、そして、陸軍と災害時における相互支援協定を締結いたしました。この調整の最初の段階、準備段階から、私どもは、いろいろと安全防災局

に協力してまいりました。

日常業務から基地とつながりを持つ基地対策課として、委員お話しの新型コロナ対策についても、所管部局であります保健福祉部と協力し、今後、米海軍、そして陸軍との定期的な情報交換の場を設けるよう、調整をしてまいりたいと考えております。

佐々木委員

直接的な所管でないといたしましても、関連する範囲で対策が円滑に進むように、これからも最大の取組をお願い申し上げまして、質問を終わります。

佐々木委員

公明党県議団を代表して、本委員会に付託されました日程第1から日程第3の諸議案に対して、以下数点述べさせていただきます。

はじめに、厳しい財政環境下における自治体の経営力についてであります。

国内の経済状況が日に日に悪くなっている状況にある中、本県の財政状況も景気に呼応して更に悪くなっているものと思われまます。そうした状況にあっては、民間企業の経営感覚を持って財政運営することも大事であります。神奈川は980万人の県民を擁しており、どんなに厳しい財政状況であっても県民生活を守るためには、経営感覚を持ち、責任ある財政運営をお願いいたします。

次に、地方分権改革推進委員会がまとめた第2次勧告の義務付け・枠付けの見直しについてであります。

このたびの地方分権改革においては、行政を総合的に担える地方レベルの政府機能を確立することが掲げられておりますが、地方の裁量権を確保するためには、義務付け・枠付けの見直しは必要不可欠の課題であります。今後、ますます各省庁の抵抗が激しくなっていくことが十分に予想されますが、当局においては、地方分権改革の取組が是非とも地方政府の確立につながるよう、積極的な対応を強く要望するものであります。

次に、神奈川県自治基本条例についてであります。

自治基本条例の運営に当たっては、県民に対する県政参加の呼び掛けとともに、県内市町村の自治に十分に配慮しながら、市町村長の理解を求め、協力をお願いすることが何よりも大切であると思っております。

先ほど、当局から今後の取組についての考えを聞かせていただきましたが、県民、市町村からしっかりと支持され、身近な条例となるよう、引き続き当局の取組をお願いするものであります。

最後に基地対策の側面から、新型コロナウイルス対策についてでございますが、新型コロナウイルス対策に関しては、我が党として、今後、重視していく課題と位置付けております。直接的な所管ではないとしても、関連する範囲で対策が円滑に進むよう、最大限の取組をお願いしたいと思います。

以上、定県第104号議案を継続審査として、その他の議案に対しては賛成いたします。